

第1章 図書館基本情報

本章では、調査対象の図書館に関する基本情報及び障害者サービスの体制に関する調査結果をまとめる。

1 自治体に関する基本情報

本項では、調査対象とした図書館を設置している自治体の区分、人口規模、自治体が運営している公立図書館数、運営主体、職員数について整理する。

(1) 自治体について【問1】

ア 自治体区分

「市」が762（54.8%）と最も多く、「町村」が537（38.6%）と続く。（図1.1）

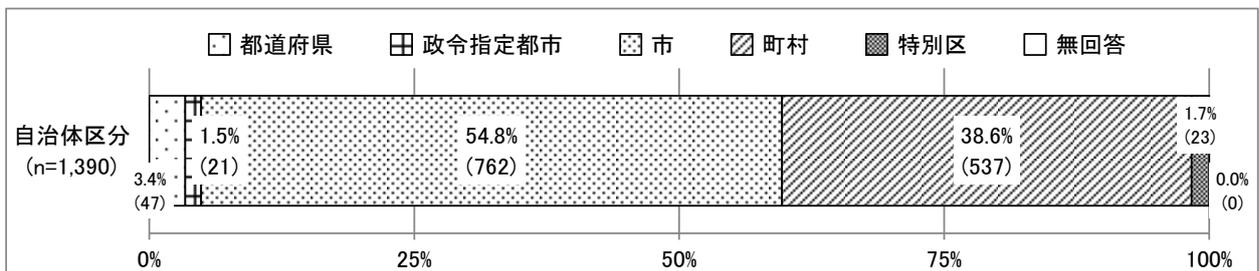


図 1.1 自治体区分

イ 自治体人口規模

都道府県では、「100 万人以上 150 万人未満」が13（27.7%）と最も多かった。市区町村では、「1 万 5 千人以上 5 万人未満」が473（35.2%）と最も多く、次いで「1 万 5 千人未満」が339（25.2%）だった。（図1.2）

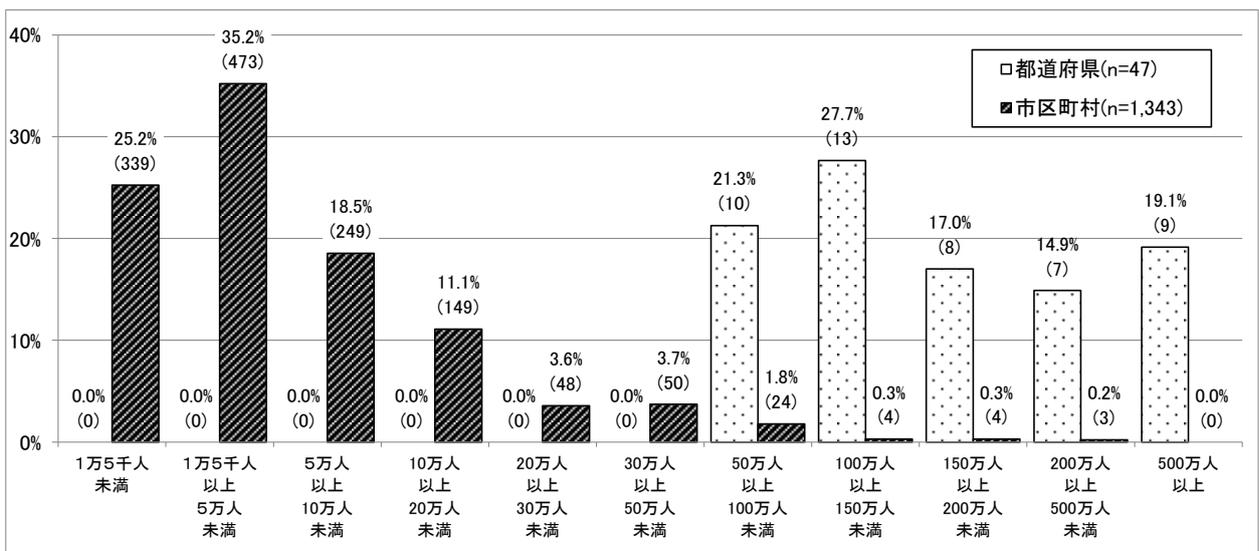


図 1.2 自治体人口規模

ウ 自治体が運営している公立図書館数

「1館」が最も多く、都道府県では37（78.7%）、市区町村では762（56.7%）だった。次いで「2館」が都道府県では9（19.1%）、市区町村では209（15.6%）だった。（図1.3）

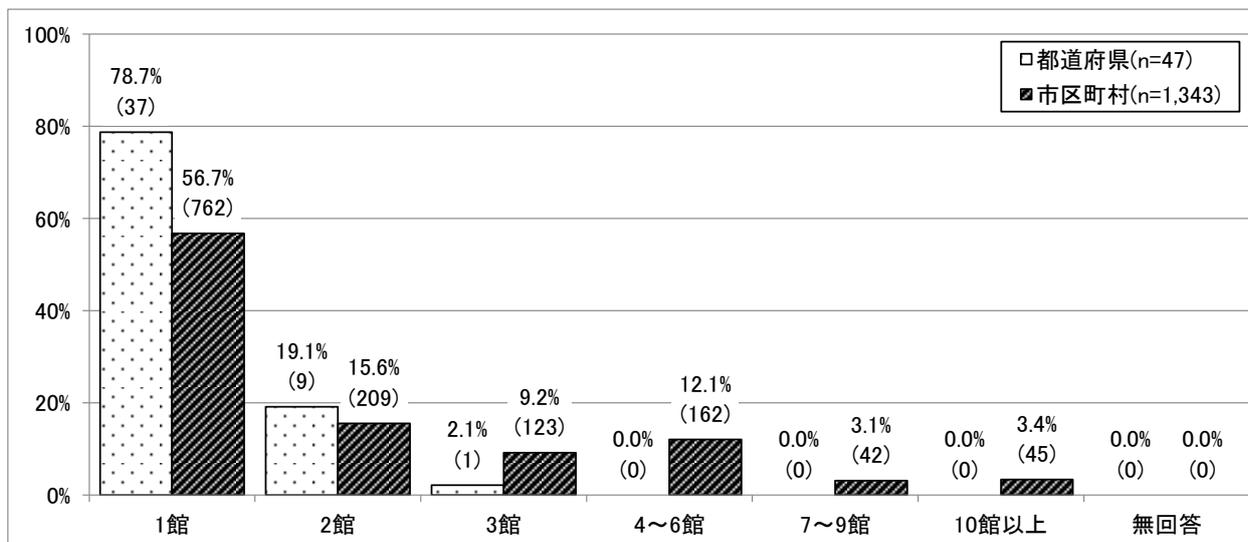


図 1.3 自治体が運営している公立図書館数

(2) 図書館の運営主体【問2】

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「全館直営」が半数を超え、それぞれ28館（59.6%）、908館（67.6%）だった。次いで、都道府県立図書館では「直営中心（一部委託）」が14館（29.8%）、市区町村立図書館では「指定管理者中心」が224館（16.7%）だった。（図1.4）

「その他」の回答を見ると、都道府県立図書館では、「管理運営の根本的事項は直営で、サービス等業務は指定管理者」が挙げられていた。市区町村立図書館では、多様な形態が挙げられていたが、「中央館は自治体職員中心、分館は指定管理者中心」、「外郭団体やNPO法人への委託中心」等が挙げられた。

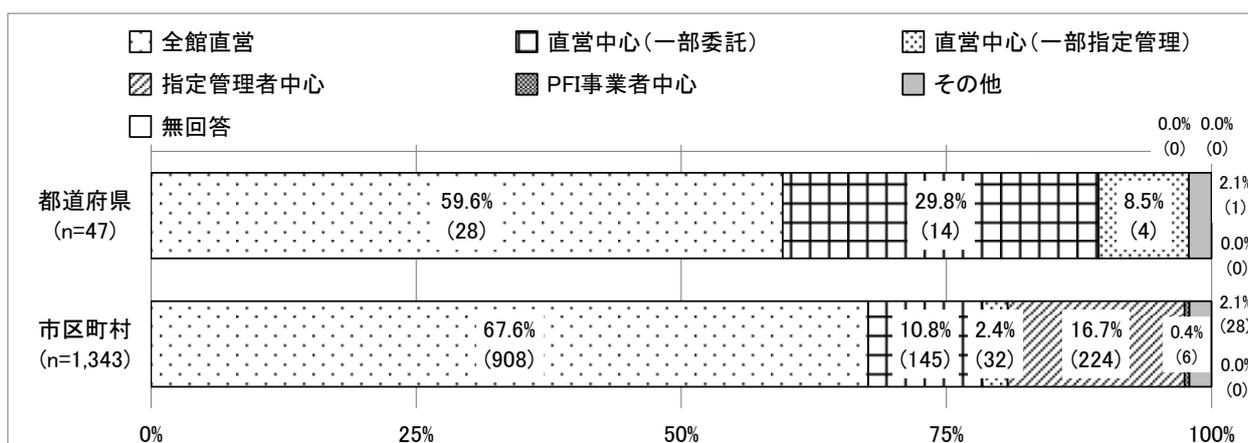


図 1.4 図書館の運営主体

(3) 職員数【問3】

自治体の図書館全体の職員数と司書有資格者の職員数について尋ねた。

ア 図書館全体の職員数

都道府県立図書館の職員数は、その総数が2,805人で、「30～50人未満」の図書館が24館(51.1%)と最も多く、「50～100人未満」が17館(36.2%)で続く。「20人未満」の図書館はなかった。

一方、市区町村立図書館の職員数は、その総数が40,590.4人で、「5～10人未満」の図書館が366館(27.3%)と最も多く、次いで「10～15人未満」が237館(17.6%)だった。(図1.5)

※非常勤職員、臨時職員、委託・派遣職員については、令和2年度末(令和3年3月31日)時点での年間実労働時間の合計を1,500時間を1人として換算(小数点第2位を四捨五入)

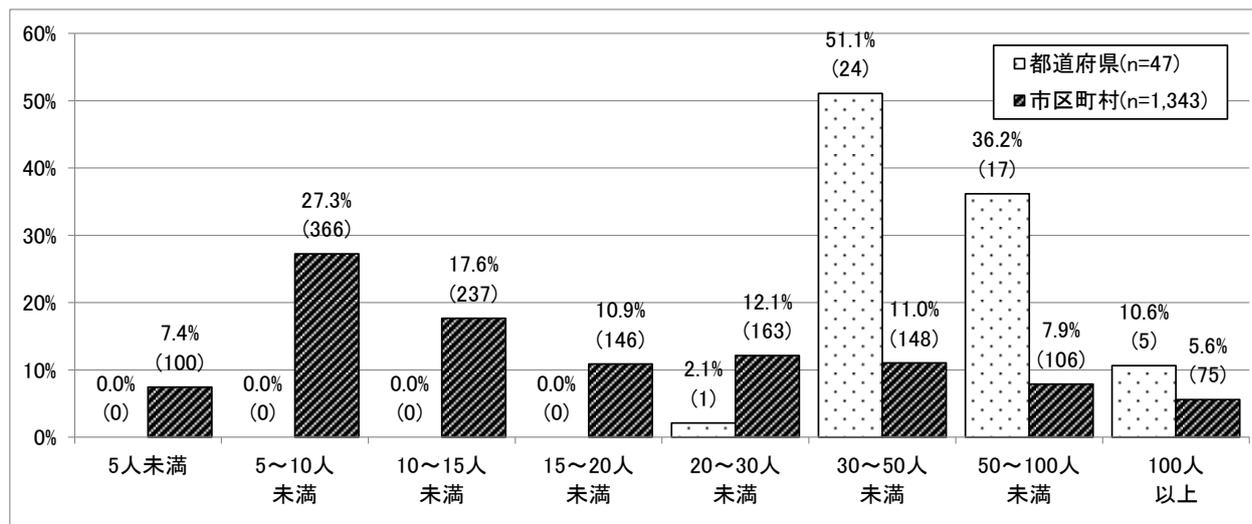


図 1.5 図書館全体の職員数

都道府県立図書館、市区町村立図書館それぞれの職員区分別の割合を見ると、両者で大きく傾向が異なっている。都道府県立図書館は、「正規職員」の割合が54.5%と最も高く、次いで「非常勤・嘱託職員」が32.0%だった。

一方、市区町村立図書館は、「委託・派遣職員(指定管理者職員含む)」の割合が34.4%と最も高く、「非常勤・嘱託職員」が33.6%、「正規職員」は21.7%だった。(図1.6、1.7)

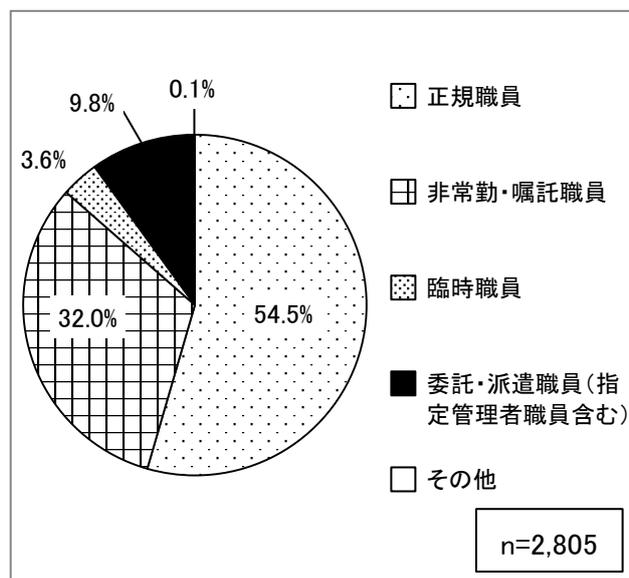


図 1.6 職員区分別の割合 (都道府県)

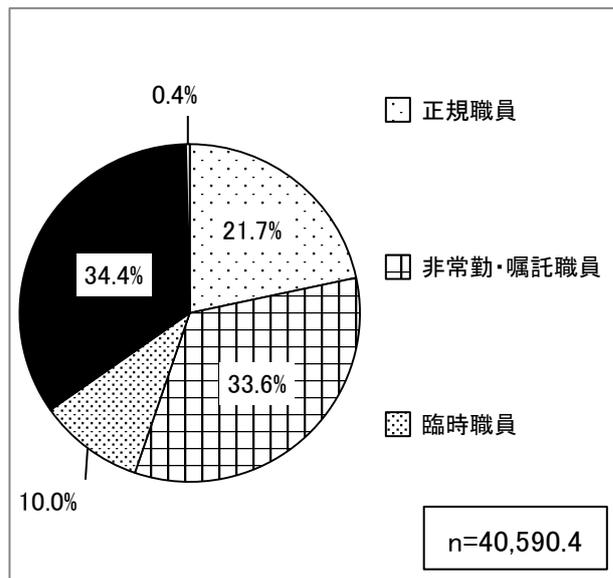


図 1.7 職員区分別の割合 (市区町村)

イ 司書有資格者の職員数

都道府県立図書館の司書有資格者の職員数は、「20～30人未満」の図書館が18館（38.3%）と最も多く、次いで「30～50人未満」が12館（25.5%）だった。

一方、市区町村立図書館の職員数は、「5人未満」の図書館が473館（35.2%）と最も多く、次いで「5～10人未満」が294館（21.9%）だった。（図1.8）

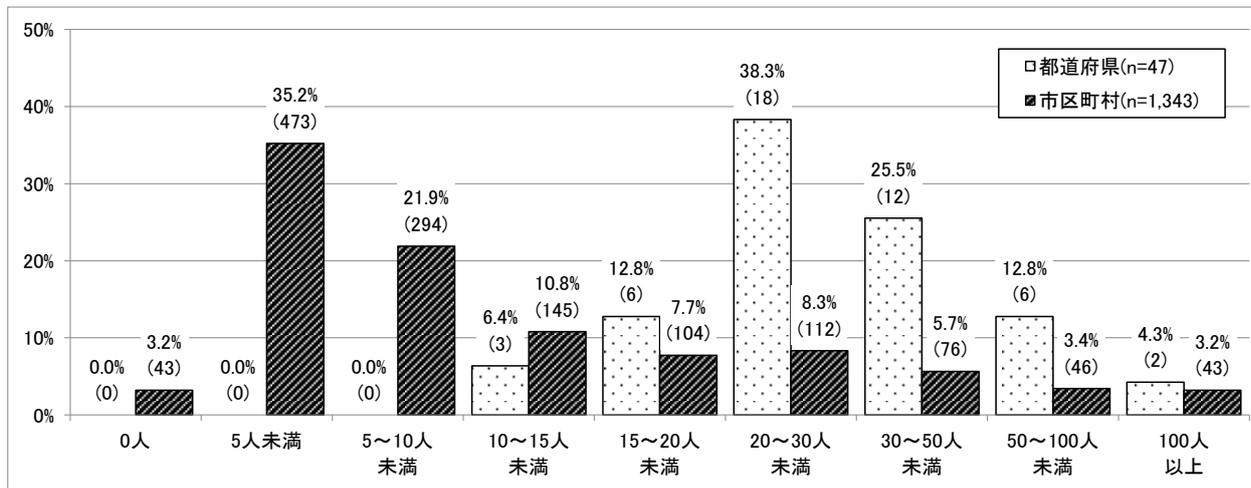


図 1.8 司書有資格者の職員数

各館の全職員に占める司書有資格者の割合は、都道府県立図書館では「40～69%」が23館（48.9%）で最も多く、「70～100%」が18館（38.3%）、「10～39%」が6館（12.8%）となっている。

市区町村立図書館では「40～69%」が603館（44.9%）で最も多く、「10～39%」が411館（30.6%）、「70～100%」が268館（20.0%）、「0～9%」が54館（4.0%）となっている。

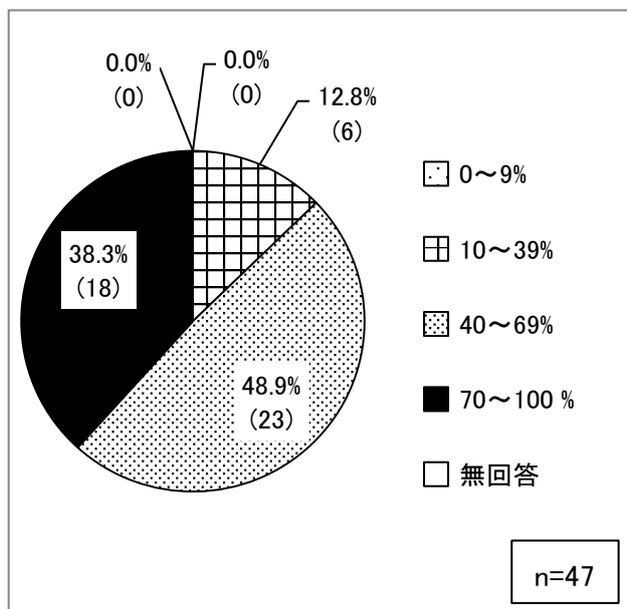


図 1.9 司書有資格者の割合（都道府県）

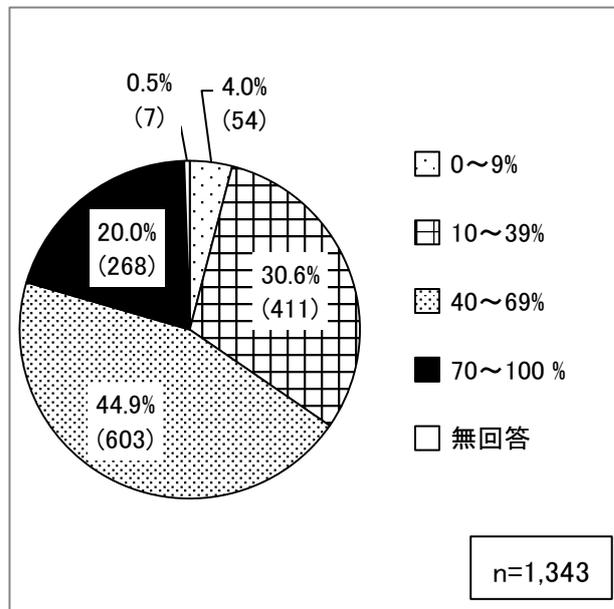


図 1.10 司書有資格者の割合（市区町村）

司書有資格者の職員区分別の割合を見ると、都道府県立図書館では「正規職員」が 51.7%で最も高く、次いで「非常勤・嘱託職員」が 34.4%となっている。

市区町村立図書館では「委託・派遣職員（指定管理者職員含む）」の割合が 38.6%、「非常勤・嘱託職員」が 36.8%と高くなっている一方、「正規職員」の割合は 19.1%と低く、都道府県立図書館との差が大きい。（図 1.11、1.12）

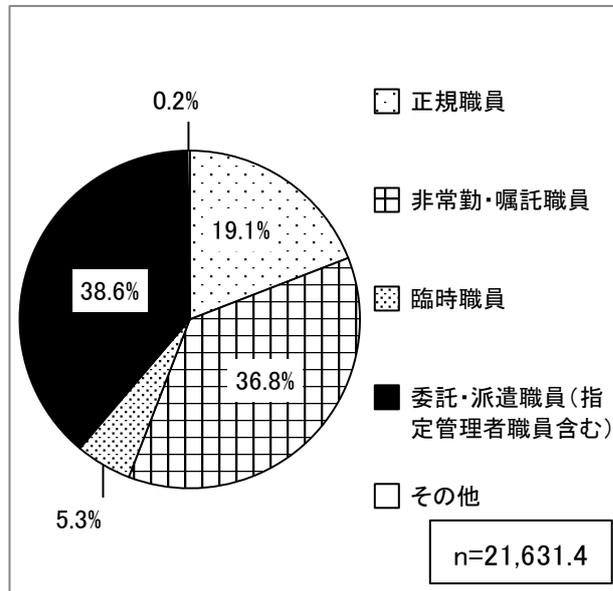
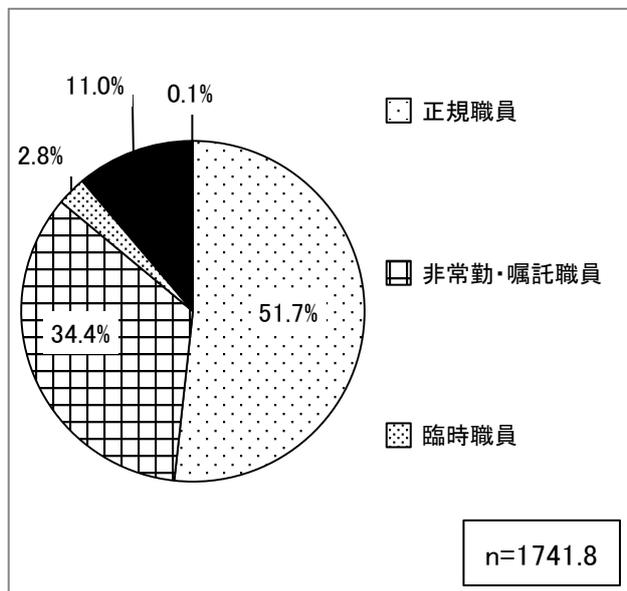


図 1.11 司書有資格者の職員区分別の割合（都道府県） 図 1.12 司書有資格者の職員区分別の割合（市区町村）

2 障害者サービスの体制【問4】

本項では、障害者サービスの体制として、サービスを担当する課や係の有無、サービスを担当する職員数、要綱・要領・規則等、サービス予算、障害のある職員数、サービス等の特定の名称について整理する。

(1) 障害者サービスのみを担当する課や係の有無

専ら障害者サービスのみを担当する課や係があると回答した図書館は、都道府県立図書館で4館(8.5%)、市区町村立図書館で74館(5.5%)だった。(図1.13)

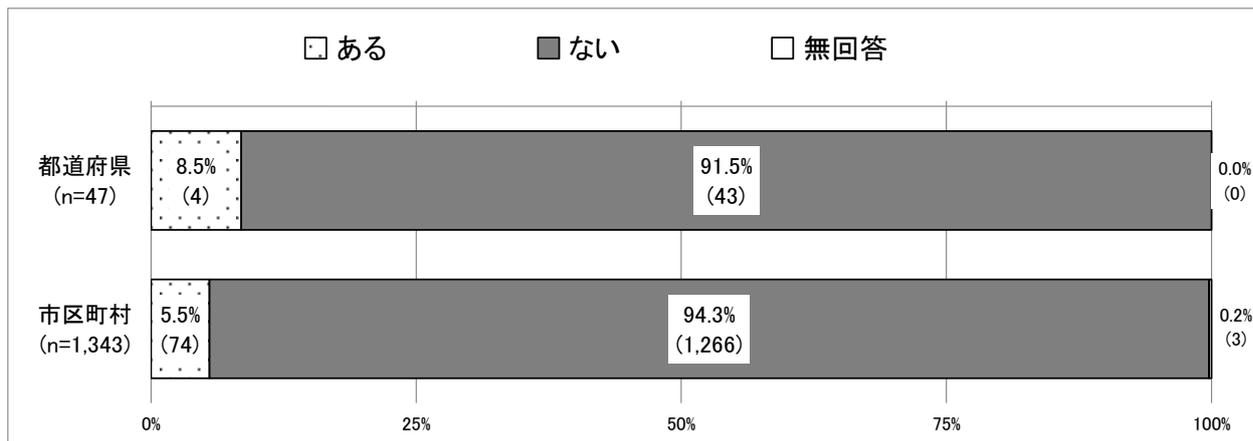


図 1.13 障害者サービスのみを担当する課や係

(2) 障害者サービスを担当する職員数

ア 障害者サービスを担当する職員の総数

都道府県立図書館の職員総数は212.2人である。「1人」の図書館が12館(25.5%)と最も多く、「2人」と「4～6人」が8館(17.0%)と続く。

一方、市区町村立図書館の職員総数は4,401.7人である。「0人」の図書館が424館(31.6%)と最も多く、次いで「4～6人」が167館(12.4%)だった。(図1.14)

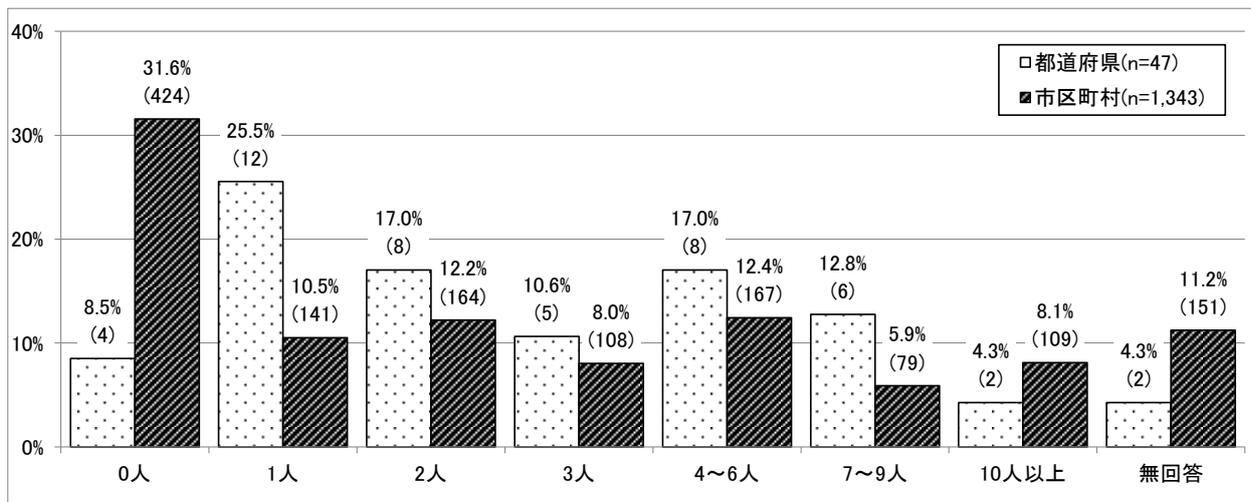


図 1.14 障害者サービスを担当する職員の総数

また、障害者サービスを担当する職員について、「専任（正規・非常勤・委託・派遣・指定管理）」、「兼任（正規・非常勤・委託・派遣・指定管理）」、「臨時職員・その他」のいずれに当てはまるか尋ねた。

都道府県立図書館、市区町村立図書館それぞれの割合を見ると、都道府県立図書館では「兼任」の割合が80.9%と最も高く、次いで「専任」が18.4%、「臨時職員・その他」が0.8%だった。

市区町村立図書館でも「兼任」が76.7%と最も高く、「専任」の割合は15.8%だった。また、「臨時職員・その他」は7.5%となっている。（図 1.15、1.16）

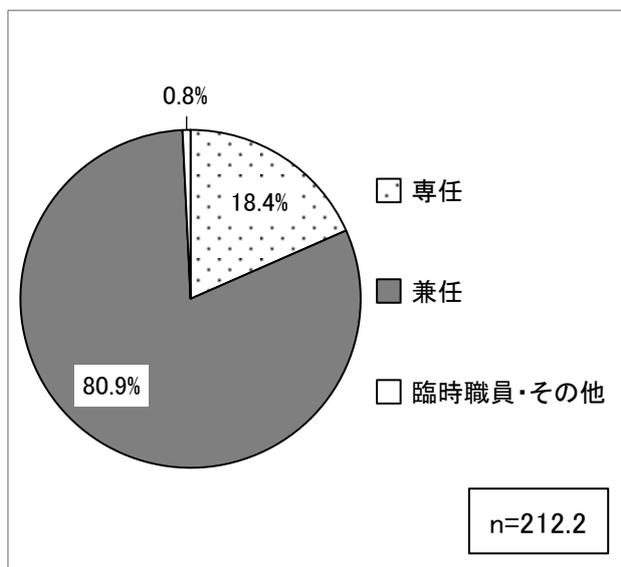


図 1.15 障害者サービスの専任・兼任等の割合（都道府県）

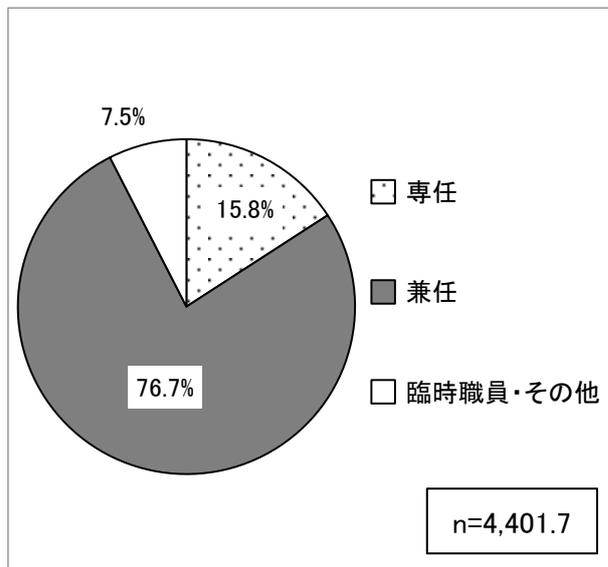


図 1.16 障害者サービスの専任・兼任等の割合（市区町村）

イ 障害者サービスを担当する司書有資格者数

都道府県立図書館では「1人」が19館（40.4%）と最も多く、次いで「4～6人」が6館（12.8%）だった。

一方、市区町村立図書館では「0人」が469館（34.9%）と最も多く、次いで「1人」が194館（14.4%）だった。（図 1.17）

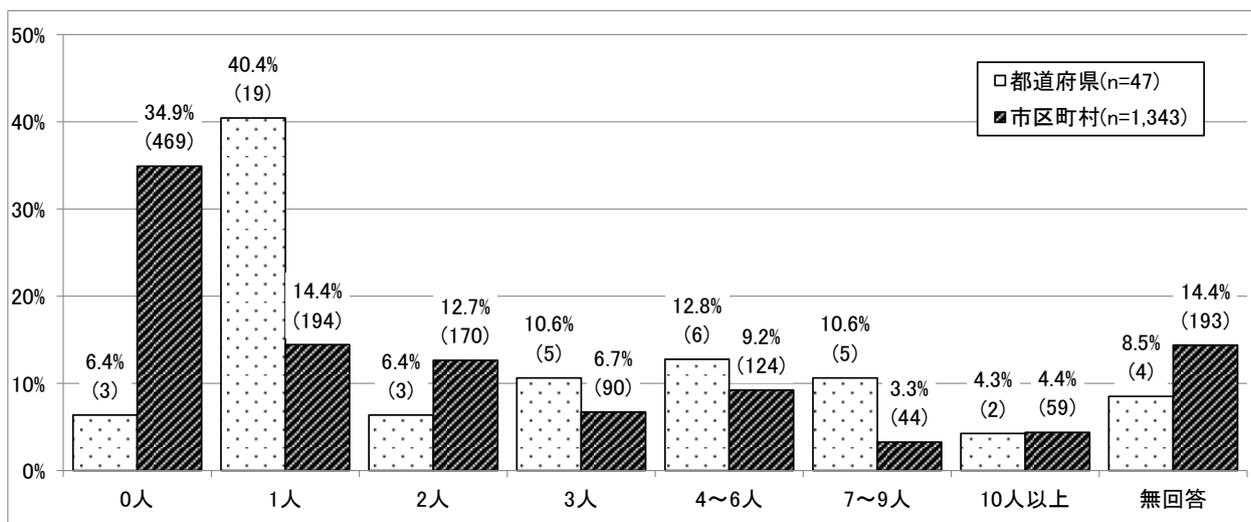


図 1.17 障害者サービスを担当する司書有資格者の職員数

障害者サービスを担当する司書有資格者の専任・兼任等の割合は、都道府県立図書館では「兼任」が82.1%で最も高く、次いで「専任」が17.1%であった。

市区町村立図書館でも「兼任」が79.6%で最も高く、次いで「専任」が15.5%で、都道府県立図書館と同様の傾向であった。(図 1.18、1.19)

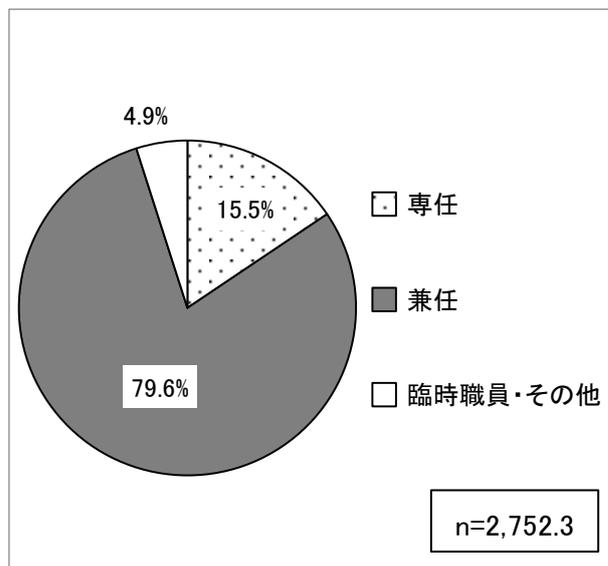
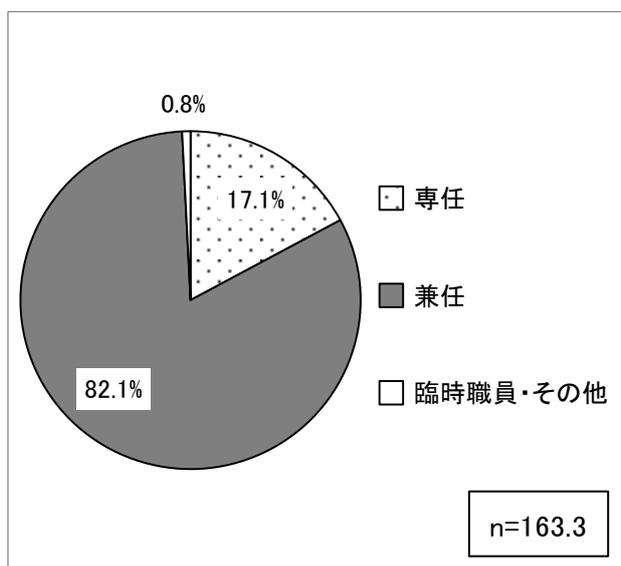


図 1.18 司書有資格者の専任・兼任等の割合（都道府県） 図 1.19 司書有資格者の専任・兼任等の割合（市区町村）

(3) 障害者サービスに関する要綱・要領・規則等

障害者サービスに関する要綱・要領・規則等があるか（全般的な規則類の中に障害者サービスについての条項がある場合も含む）について尋ねた。都道府県立図書館では「ある」が39館（83.0%）と全体の8割以上であるのに対し、市区町村立図書館では413館（30.8%）と全体の3割程度であった。(図 1.20)

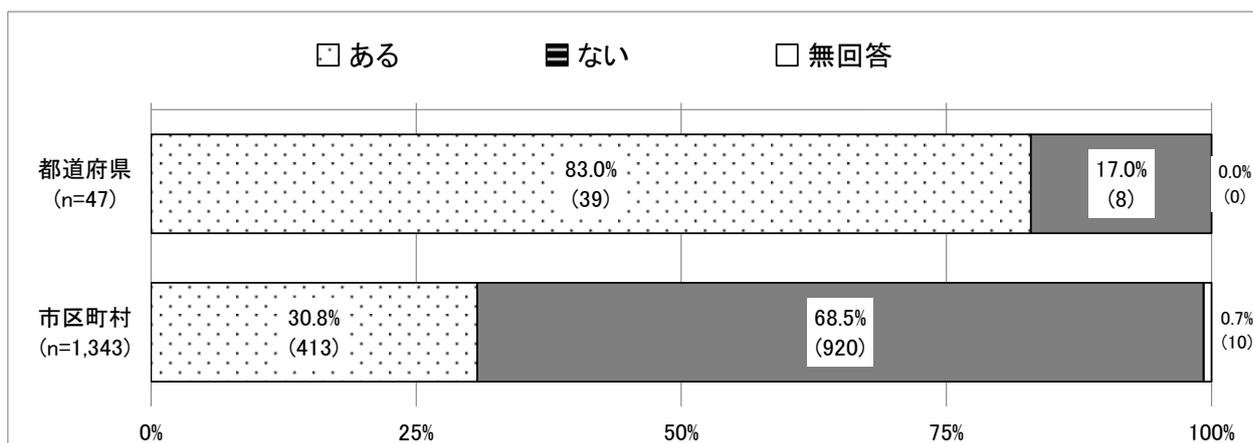


図 1.20 障害者サービスに関する要綱・要領・規則等

(4) 障害者サービス予算

令和2年度の障害者サービス予算について尋ねた。

都道府県立図書館は、「0円」が16館(34.0%)と最も多く、次いで「100万以上500万円未満」が9館(19.1%)だった。

一方、市区町村立図書館は、「0円」が789館(58.7%)と最も多く、次いで「10万以上50万円未満」が165館(12.3%)、「10万円未満」が164館(12.2%)と続く。(図1.21)

予算が10万円未満の図書館も見られることから、障害者サービスとしての予算枠がないために0円と回答した館や、関連の諸経費を計上して予算とした図書館も複数あると考えられる。

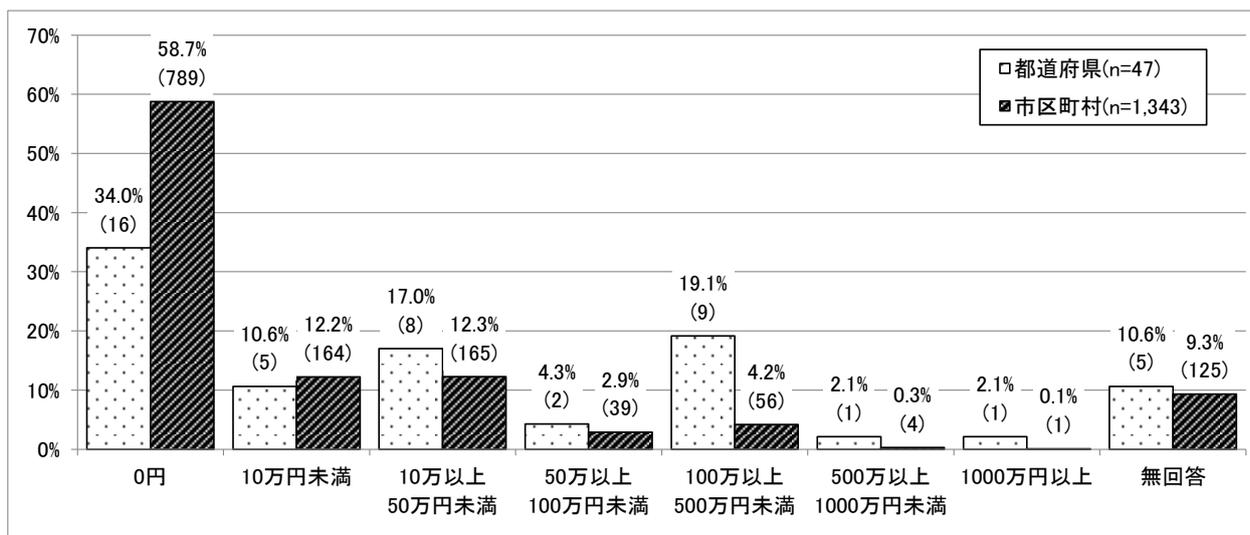


図 1.21 障害者サービス予算

(5) 障害のある職員

障害のある職員がいるかについて尋ねた。

都道府県立図書館では36館(76.6%)が「いる」であるのに対し、市区町村立図書館では398館(29.6%)と3割程度だった。(図1.22)

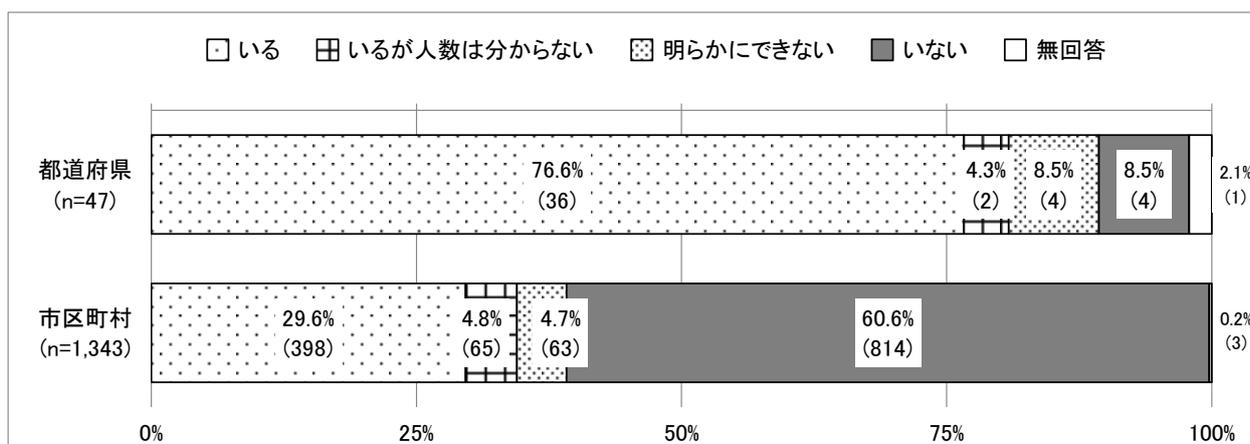


図 1.22 障害のある職員

次に、障害のある職員が「いる」と回答した図書館を対象に、障害のある職員の人数を尋ねた。都道府県立図書館の障害のある職員総数は93人である。「1人」の図書館が12館（33.3%）と最も多く、次いで「2人」が11館（30.6%）、「3人」が7館（19.4%）と続く。

市区町村の障害のある職員総数は714人である。「1人」の図書館が267館（67.1%）と全体の6割以上である。（図1.23）

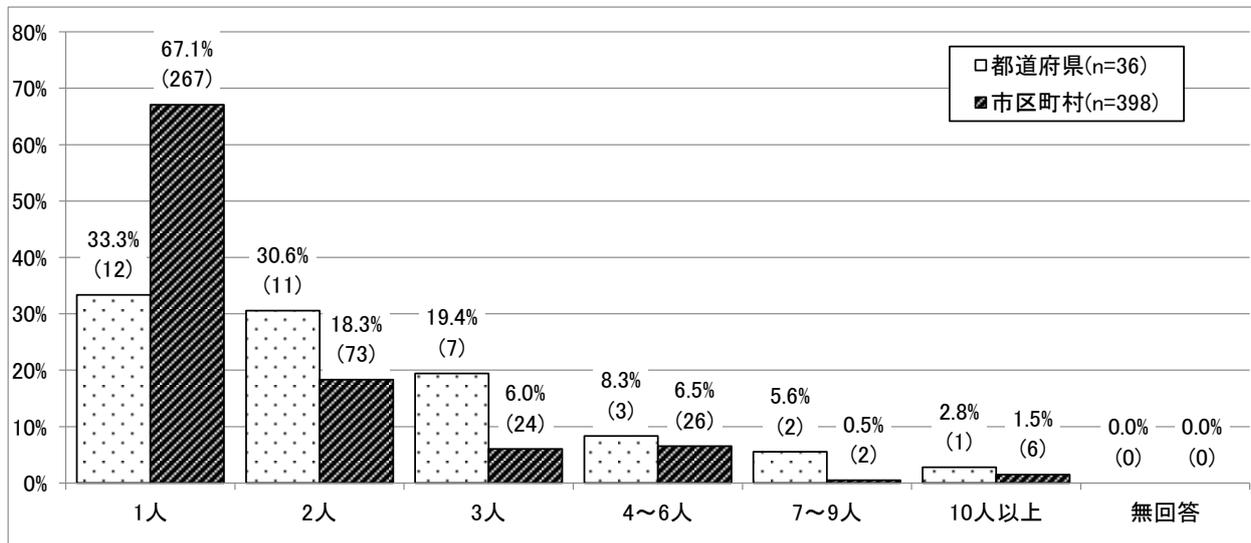


図 1.23 障害のある職員の人数

障害別の割合は、都道府県立図書館では「精神障害者」が34.1%と最も高く、次いで「肢体不自由者」が15.9%、「知的障害者」が14.6%と続く。

市区町村立図書館では「肢体不自由者」が30.3%と最も高く、次いで「精神障害者」が18.4%、「知的障害者」が14.7%であった。（図1.24、1.25）

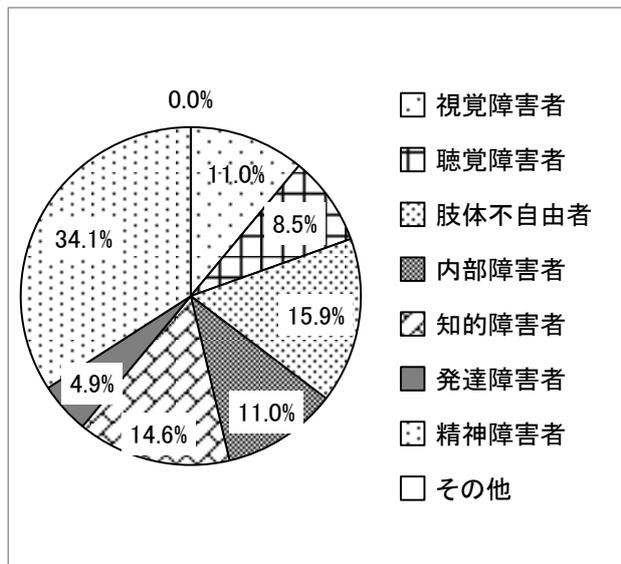


図 1.24 障害別の割合（都道府県）

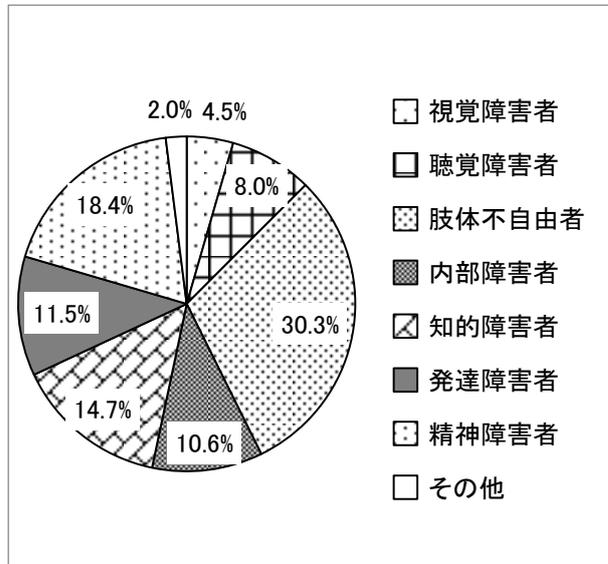


図 1.25 障害別の割合（市区町村）

(6) 「障害者サービス」等の特定の名称

障害者に対するサービスや、担当・係名に「障害者サービス」等の特定の名称をつけているかについて尋ねた。

都道府県立図書館では半数近くの 22 館（46.8%）が「特定の名称をつけている」のに対し、市区町村立図書館では 267 館（19.9%）と約 2 割であった。（図 1.26）

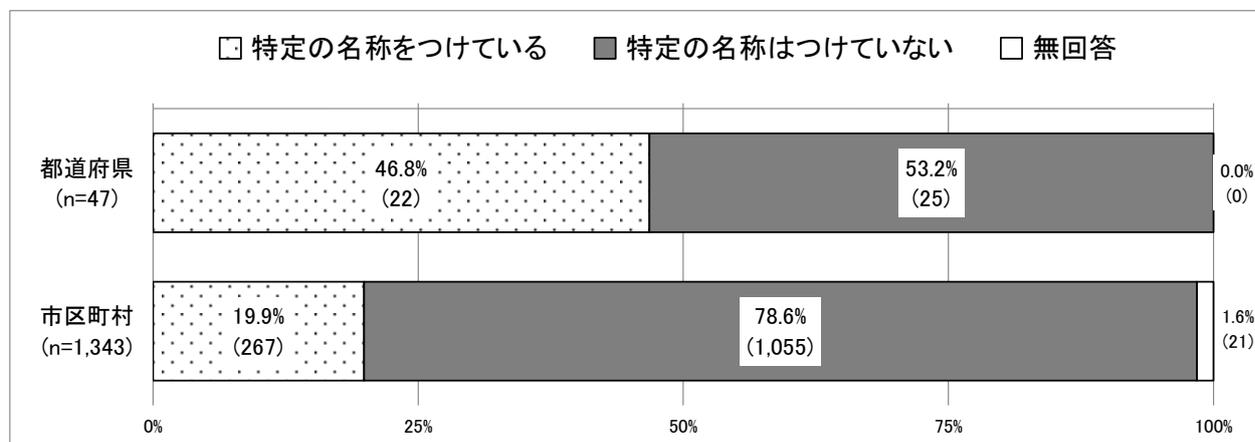


図 1.26 「障害者サービス」等の特定の名称

特定の名称としては、「障害者サービス」並びに「障がい者サービス」が最も多く、次いで「ハンディキャップサービス」、「バリアフリーサービス」等の名称を使用している図書館が多く見られた。

一方で、「視覚障害者サービス」、「対面朗読サービス」、「郵送貸出サービス」のように、障害者サービス全般ではなく、その中の一部のサービス名のみを冠している館もあった。特に、「視力障害者サービス」、「視覚障害者等サービス」、「声の図書」等、視覚障害者等へのサービスについて、その傾向が目立った。

その他、「高齢者・障がい者サービス」、「障害者・高齢者サービス」のように、高齢者サービスと併せて実施していると考えられるケースや、「福祉サービス」、「福祉室」等、「福祉」という名称を用いている館もあった。

また、「読書バリアフリーサービス」、「読書バリアフリー法対応」、「バリアフリー読書推進担当」等、読書バリアフリー法を意識したと思われる名称も複数見られた。